文教福祉委員会

令和3年9月13日(月) 午前10時01分~午前11時30分 議会大会議室

【出 席 委 員】池田正弘委員長、永渕史孝副委員長、富永明美委員、久米勝也委員、 重田音彦委員、川崎直幸委員、嘉村弘和委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・子育て支援部 大松子育て支援部長
- •保健福祉部 大城保健福祉部長
- ・教 育 部 中村教育長、百崎教育部長 ほか、関係職員

【案件】

・付託議案について

○池田委員長

それでは、皆さんおはようございます。おそろいですので、ただいまから文教福祉委員 会を開催いたします。

初めに、本委員会の審査日程については、お手元のタブレット端末に掲載の審査日程案 のとおり進めさせていただきたいと思います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

また、現地視察は、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施すること に留意していただきますようお願いいたします。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、子育て支援部以外の職員の皆 さんは退室されて結構です。

◎関係職員以外退席

○池田委員長

それでは、子育て支援部に関する議案の審査に入ります。

まず、第90号及び第91号議案について執行部に説明を求めます。

- ◎第90号議案 佐賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例 説明
- ◎第91号議案 佐賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例 説明

○池田委員長

ただいま第90号及び第91号議案の説明がありました。委員の皆さんから質疑をお受けい たします。

○山下明子委員

これが可能となる前は、ずっと紙ベースでの対応になっていたということだと思うんですけれども、これが可能になるのは割と、事務手続上だとか、書類管理の点からこちらに移行していくと思いますが、そうなった場合のセキュリティーの問題でのフォローというか、アドバイスというか、そういうところなんかは各園に対して、どんなふうに考えていらっしゃいますか。

○馬場保育幼稚園課長

やはり保護者とのやり取りとなると、まず本人確認がどうしても必要になってくると思います。これを例えば今、保育業務システムとか、そういったものでID管理とか、そういったものができればそれを推奨しますし、例えば同意書のやり取りにつきましても、今までは印鑑という形で本人の確認が取れていたわけですけれども、それが電磁やり取りに変わってきた場合に、それをどうやって担保するのかというような問題もございますので、これも国から明確な指針は出ていないんですけれども、例えば同意書の代わりに署名したものをスキャンして送ってもらうとか、あるいは、メール等できちんと本人確認ができる書類等で添付してやり取りをするとか、そういったところでのセキュリティー対策はしっかりやっていただくように、こちらのほうからも、例えば保育園会とか、そういった場を通じて指導といいますか、周知していきたいというふうに思っております。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、次に第80号議案について執行部に説明を求めます。

- ◎第80号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算(第6号) 説明
- ○池田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

これは、位置的には三光幼稚園からも離れているんですが、よく保育園とか幼稚園で、 学童クラブを民間で開設しますよというときは、大体そこの施設の敷地内でされて、そこ の卒園生とかが引き続いて通うというケースは割とあると思うんですが、離れていますよ ね。どんなことが想定されるんでしょうかね。送迎とかが。どんな感じですか。

○山崎子育て支援部副部長兼子育て総務課長

御指摘のとおり、神野小学校から西九州大学までは大体1.5キロぐらい離れております。

当然、神野小学校の校区も広うございますので、西九州大学の方面ですね、神野西とか神 園方面とかに通っているお子様方は検討の対象にされるんじゃないかとも思います。

それから、三光幼稚園のほうとお話ししたところ、やはり卒園生の方、場所は園のほうではないんですが、大学ということで、そこで実施するということで、卒園生のほうにもPRするということで、それから、やっぱりおっしゃったように、送迎等につきましては、今、三光幼稚園のほうと送迎について協議させていただいているところでございます。これからも引き続き協議していきたいとも考えております。以上です。

○山下明子委員

要するに、三光幼稚園自体が送迎バスで園児を集めておられる中で、通う地域はばらばらということでですね。だから、卒園生対象となると、本当のところ、場所も違う中でどうするのかなという疑問はあるということで、立地条件として神野西のエリアの子どもたちということで、市としてはそこを重点的に考えているという位置づけでよろしいんですか。市の側の思惑といいますか、要するに、三光幼稚園としては両方だけれども、市としては現実問題は神野小学校の校区の子どもたちをということでよろしいですかね。どんな話合いにきちんとなっているのかなというのが。

○山崎子育て支援部副部長兼子育て総務課長

対象の校区は神野校区ということになるんですが、先ほども申しましたように、バスでの送迎ということになると、神野西方面だけでなくて、神野校区全体を対象に、三光幼稚園が学校の終わる時間にもしバスの送迎をしていただくということで決まりましたら、学校のほうに、まずお迎えに行かれます。そして、西九州大学のほうで児童クラブを開催いたしまして、近くの方は徒歩で帰られる方もいらっしゃいますし、遠くの方は保護者のお迎えということも、ほかの児童クラブと一緒でそういうのも想定できるかなと考えております。以上です。

○池田委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、子育て支援部の職員の皆様は退室されて結構です。お 疲れさまでした。

- ◎執行部入れ替わり
- ○池田委員長

それでは、保健福祉部に関する議案の審査に入ります。

まず、第102号議案について執行部に説明を求めます。

- ◎第102号議案 専決処分について(令和3年度佐賀市一般会計補正予算(第5号)) 説明
- ○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○山下明子委員

支給世帯の要件のところで、求職等要件の(3)のところですが、実際に求職活動をしているという最初の2つは分かるんですが、「または生活保護の申請」というふうになっているところが、実際、425件ですか、相談があって、適用が51件ということになってしまった中で、どういう流れになるのかなと。例えば、生活保護の申請となったならば、いろいろ車とか預貯金とか、そういうのがネックになるじゃないですか。でも、この制度自体は、資産要件で幾ばくかの資産が入っていてもオーケーになっていますよね。求職活動をするというのは、場合によっては車が必要になったりするわけですよね。勤務先の関係でね。だから、車を処分しなさいよとかということは言えない話になりますよね。現実に生活保護を申請しなさいという話に流れていくときに。

すごくそこら辺が、しかも3か月という支給期間ということで、実態に本当に合うのかなというのがとても疑問なんですが、425件の相談があって51件という、この実情はどんな感じなのか、ちょっと御説明いただきたいんですが。

○池田委員長

どうですか。回答できる方でお願いします。

○生活福祉課福祉·就労室長

実際、425件の相談があったうちの51件しか申請につながらなかったということで、電話を受けておりますと、やはり世帯全員の収入がオーバーしている世帯が多くて、あとはもう既に就職していて、収入はほぼ皆さん超過しておりまして、該当されない世帯が多くございました。以上です。

○山下明子委員

実際は収入が超過していたケースが多かったということですね。この仕組みからいって、まだそういうケースはないかもしれないんですが、さっきちょっと言ったようなことはどう片づけられるのかなと。つまり、車を持っていて、求職活動しているけど見つからなくて、返せなくて、じゃ、生活保護にしなさいよと、そちらが勧める場合はどういう対応をされるつもりなんでしょうかね。

この「または生活保護の申請」と、ここのところをどう考えてあるかをきちっと言ってもらわないと、多分皆さん不安というか、どうしたらいいか、多分、分からなくなるのかなと思うんですよね。車のことを言われるんだろうかとか、預貯金のことはどうなるんだろうかとか、その辺どんなふうに考えていらっしゃるんですか。

○宮地生活福祉課長

国のほうの考え方としては、自立支援金については就労による自立を図るため、また、 それが困難な場合は円滑に生活保護へつなげるために支給するものというふうに考えてお りまして、支給決定者に対しても、支給決定時に生活保護のリーフレットを送付し、生活 保護の周知を行っております。

また、支給期間中に可能な限り就労による自立を図っていただくことを目的としておりますが、支給終了後に、なお困窮する場合は、生活保護の活用を検討いただきたいというのが、この制度での国の考え方であります。以上です。

○山下明子委員

支給期間中に可能な限り就労してもらうことが前提というのは分からないじゃないわけですよね。ただ、例えば、自動車産業とかで働こうとしている人たちなんかは、今現在、一時休止というか、自宅待機になっているケースの人たちがちょっと増えているようで、さらにまた、トヨタが減産する期間が長くなるからまた増えるとか、そんなことで割と厳しい状態が増えてくる、現実にはですよ。

だけど、働かなきゃいけないと思っている人たちに対して、いや、もう大変だから生活 保護を受けたほうがいいですよということを言いたくもなるけれども、言ったときに、そ ういう場合、例えば車はどうするんだとか、預貯金のことをどうするんだとかという、一 時的な困窮状態をちょっと待ってもらうためだけのことで対応できるのか、それとも、も うこれは駄目です、あれは駄目ですとやっぱりなってしまうのか。1回なってしまったら、 なかなかはい上がれないという現実があるというね。

そこら辺をコロナのこの対策の中での生活保護との関係で、つなぎと簡単に言われるけど、どういうふうに現場で相談してこられた方に対応するかによって、非常に抜け出しにくい状態になってしまうかどうかというのがちょっと心配なんですよね。だから、取りあえず持っていていいですよと、求職活動も引き続きしてくださいというふうに言っていかれるのか。その辺どう考えていらっしゃるんですか。

○宮地生活福祉課長

幸いといいますか、生活福祉課については生活困窮者と生活保護の担当部署ということで、この生活困窮者の部署と生活保護のほうと連携しながら、その方の自立に向けて、年齢的に自立ができるかできないかという年齢もありますし、その方の生活の状況をですね、母子で障がいをお持ちの方とかもいらっしゃいましたので、そういう方の状況を見ながら支援していきたいというふうに考えております。

○山下明子委員

要するに、しゃくし定規というか、一律、必ずこうでなければならないということにはならないから相談してみたらというふうに言っていいかどうかなんですよ。私たちが市民の方から相談を受けたときに、ふだん生活保護といったら、車は駄目とか、預貯金は駄目となってしまうけれども、こういう制度があるから取りあえず相談してごらんなさいと、もしも駄目なときに生活保護につながるかもしれんけれども、そのときでもちゃんと話を聞いてくれると思うよと言っていいかどうかなんですよね。

○宮地生活福祉課長

はい、そのとおりでございます。先ほど言いましたように、生活困窮者と生活保護の制度の両方を生活福祉課で見ておりますので、まず相談していただければと思います。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、次に第80号議案について執行部に説明を求めます。

- ◎第80号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算(第6号) 説明
- ○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、次に第104号議案について執行部に説明を求めます。

- ◎第104号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算(第7号) 説明
- ○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けします。

○山下明子委員

この住家の定義はどんなものになりますか。つまり、実際に住んでいることだとか、家屋と店舗が一緒になっているところはどうなるのかとか、そこら辺ちょっとお願いします。

○森保健福祉部副部長兼福祉総務課長

住家は実際住んでいただく必要がございます。住民票登録がなくても、そこに住んでい らっしゃれば支給の対象となりまして、そうなれば空き家は支給対象ではございません。 住宅兼店舗というのがございますけれども、その中で住家部分が床上浸水になられた方に ついては支給の対象としております。以上でございます。

○山下明子委員

例えば、老夫婦世帯で施設に入っている、入院しているということで、実際そこに住んでいないけれども、普通に荷物があってとか、そういうことなんかは、これはもう住家には入らないということですかね。

○森保健福祉部副部長兼福祉総務課長

生活の状況にもよりますけれども、住民票自体を施設のほうに動かしていらっしゃって という方については支給の対象としておりませんけれども、一時的な施設の入所とか入院 とかいう場合で、生活の根拠自体がその住家にあると認められる場合は支給の対象といた しております。以上です。

○池田委員長

ほかにございますか。

○重田委員

この件については分かりましたけど、県の被災者支援法ですかね、それである程度の件

数がないとできなくなったんですけど、平成30年の富士町の災害のときから、何戸以上と かという部分はハードルが下がって出るようになったんですけど、今回も同じような扱い になるんですか。

○森保健福祉部副部長兼福祉総務課長

国の制度の被災者生活再建支援法の部分になりますけれども、佐賀県の場合は、1世帯 以上であっても県の独自制度に該当してきます。ただし、中規模半壊以上の世帯というの が国と同じ制度の該当部分と金額、そこは一緒でございます。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、次に第81号及び第82号議案を一括して執行部に説明を 求めます。

- ◎第81号議案 令和3年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 説明
- ◎第82号議案 令和3年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 説明
- ○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので、保健福祉部の職員の皆さんは退室されて結構です。お疲れさまでした。

- ◎執行部退室
- ○池田委員長

ここで休憩を取りたいと思います。10分間休憩して、11時5分から再開したいと思います。

- ◎午前10時55分~午前11時05分 休憩
- ○池田委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

教育部に関する議案の審査に入ります。

まず、第98号議案について執行部に説明を求めます。

- ◎第98号議案 諸富中学校屋内運動場改築(建築)工事請負契約の締結について 説明
- ○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので、次に第99号議案について執行部に説明を求めます。

- ◎第99号議案 佐賀市文化会館外部改修工事請負契約の一部変更について 説明
- ○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○重田委員

ひび割れ部分の補修方法の変更というか、具体的にどういう変更なんでしょうか。

○執行部職員

ひび割れの補修方法の変更の一つとしまして、文化会館が居ながら改修で音が厳しいということ、工事の進捗で劣化部がひどかったということも踏まえまして、もともと音が少々出るようなUカットシールといって、削って、そこをシーリングするという方法を選んでいたんですけれども、改修方法の変更としては、それを無音で注入させて躯体を固めるという方法に変えたというのが一つあります。

もう一つ、劣化部が想定以上に数量が多かったというのもありまして、今後の劣化をよりよく防ぐという目的で、仕様のランクを1つ上げたという変更がもう一つ挙げられます。 以上です。

○重田委員

実際、運用しながらのということで、音がしない方法を選んだということなんですけど、 これを初めから運用しながらということであれば、想定されたことじゃなかったんですか。

○執行部職員

もちろん、そこは文化会館とも文化振興課とも、ずっと協議しながら進めてきたんですけれども、やはり空き状況を常に見ながら、毎回の工程会議でこの日は空いている、この日は空いていない。もっと言うと、この時間帯は使えるけどというのを、1年前に想定した状況と刻々と変わり行く予約の状況を見ながら、ずっと調整しながら進めたというのが現状です。だから、音が出せる工法を選べれば、もっと早くだったりというのも想定していたんですけれども、そこが現実的に難しかったということがあります。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、次に第101号議案について執行部に説明を求めます。

- ◎第101号議案 財産の取得について 説明
- ○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○重田委員

この面積でこの金額は、反当700万円ぐらいかなと思うんですけど、実際、こういう金額の設定の仕方、買収価格だと、普通の民民やったら100万円しないとか、そういう部分もあるんですよ。どういう経緯でこういう金額になるのか、ちょっとお伺いします。

○木島教育部副部長兼文化振興課長

単価の設定につきましては、用地対策課のほうで積算をお願いしまして、基本的には路

線価をベースに、周囲の土地の売買状況とかを勘案して設定いたしております。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、次に第80号議案について執行部に説明を求めます。

- ◎第80号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算(第6号) 説明
- ○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

○重田委員

英語指導助手の派遣の委託料なんですけど、内容的にはどういう内容でこういう金額になるんですか。

○米倉教育部副理事兼学校教育課長

小学校3年生から6年生と中学校1年生から3年生までなんですが、小学校3年生から5年生までは、1学級当たり3週間に1時間以上の業務を行っております。小学校6年生と中学校の1年生から3年生については、1学級当たり2週間につき1時間以上ということで、ALTを12名雇用しております。以上です。

○池田委員長

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、次に第14号報告について執行部に説明を求めます。

- ◎第14号報告 令和2年度佐賀市一般会計継続費精算報告書の報告について 説明
- ○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので、次に第17号報告について執行部に説明を求めます。

- ◎第17号報告 専決処分の報告について 説明
- ○池田委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようですので、教育部の職員の皆さんは退室されて結構です。お疲れさまで した。

- ◎執行部退室
- ○池田委員長

大変お疲れ様でした。それでは、委員の皆様にお諮りします。本日の議案審査に関して 現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

現地視察はないようですので、これで当委員会に付託された議案の審査を終わります。 以上で本日の文教福祉委員会を終了します。

次の委員会は明日9月14日火曜日午前10時に採決、まとめを行いますので、よろしくお 願いいたします。